

コンクリート診断士試験委員会規定

平成 19 年 8 月 24 日 制定

平成 25 年 12 月 26 日 改正

(目 的)

第1条 この規定は、コンクリート診断士制度規則第 4 条に基づき、コンクリート診断士試験委員会（以下、委員会という）の組織ならびに業務について必要な事項を定める。

(業 務)

第2条 委員会は、コンクリート診断士試験（以下、試験という）の実施に関し必要な事項を処理する。

(構 成)

第3条 委員会の委員は、原則として 50 名以内とし、学識経験者およびコンクリート診断業務に関して卓越した技術を有する者をもって構成する。

(委員の選任)

第4条 委員は、日本コンクリート工学会会長が理事会に諮って選任し委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は 2 年とし、原則として 1 年毎にその半数が交替する。ただし、重任を妨げない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。委員長は原則として、理事である委員がこれに当たる。
2. 委員長は、委員会の業務を統括し、委員会を代表する。

(副委員長)

第7条 委員会に副委員長を置く。
2. 副委員長は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。
3. 副委員長は、委員長に事故があるときに、委員長の代行を務める。

(幹 事)

第8条 委員会に原則として 10 名程度の幹事を置き、そのうち 1 名を幹事長、および 1 名を副幹事長とする。

2. 幹事は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。

(主 査)

第9条 委員会に必要な応じて部会を置くことができる。部会は委員会委員をもって構成する。

2. 部会に主査を置くことができる。
3. 主査は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。

(委員会の審議事項)

第10条 委員会は、試験実施に関する次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、資格・講習委員会に付議することができる。

- (1) 年間事業計画
- (2) 試験実施に関する内規等の制定・改廃
- (3) 試験問題の作成
- (4) その他委員会の業務遂行に必要な事項

(資格・講習委員会への答申事項)

第11条 委員会は、次の事項を審議し資格・講習委員会に答申する。

- (1) 合否判定基準
- (2) 合格者の内定

(記録の保存)

第12条 委員会に関する重要事項の記録は、永久保存とする。

(機密保持等)

第13条 委員その他試験業務に携わる者は、機密事項の保持に努めるとともに不正行為があってはならない。

(改 廃)

第14条 この規定の改廃は、委員会が発議し、資格・講習委員会の議を経て、理事会が決定する。

付 則

1. この規定は、平成 19 年 8 月 24 日より実施する。
2. コンクリート診断士委員会廃止および資格・講習委員会設置に伴い、関連条文を修正する。この規定の改正は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。